

論文

19世紀グラスゴウの東西両インド利害関係者と砂糖関税の均一化問題¹⁾

熊谷幸久

要約

本稿においては、19世紀前半のイギリスの通商政策の形成におけるスコットランド人の役割について検討するために、グラスゴウの利害関係者の観点から東西両インド産砂糖に対する関税の均一化問題を論じる。砂糖関税の均一化は19世紀前半のイギリスの通商に関わる主要な問題の1つであり、グラスゴウでは西インド利害関係者と東インド利害関係者の双方がこの問題に関与し、ロンドンやリヴァプールなどの利害関係者と連携しながら議会や政府に対してロビー活動をおこなった。また、グラスゴウの利害関係者の組織化による圧力団体の結成は、ロビー活動の強化につながった。加えて、英領西インド植民地経済が衰退していく中であっても、少なくとも1830年代半ばに至るまで、グラスゴウの西インド利害関係者は、地方の政治や経済に対して強い影響力を保持し続けた。

キーワード：砂糖、関税、スコットランド、西インド貿易、東インド貿易
経済学文献季報分類番号：04-43

はじめに

19世紀前半のイギリスにおける奴隷貿易および奴隷制度の廃止は、長年にわたり様々な視点から議論が重ねられてきたテーマの1つである。その経済的な側面に関しては、1944年発表の *Capitalism and Slavery* (邦訳『資本主義と奴隷制』) において奴隷制度廃止の過程にイギリス経済の構造的な変化を関連付けたエリック・ウィリアムズ以来、多くの歴史研究者によって検討されてきた²⁾。特に1960年代以降になると、イギリス(特にイングランド)の経済成長の源泉としての西インド植民地のプランテーションや奴隷貿易からの収益について盛んに論じられた³⁾。さらに、近年では、J・イニコリのように、西インド諸島や北米大陸

1) 本研究は JSPS 科研費 (16K03798) の助成を受けたものである。また、2019年度関西大学学術研究員制度に基づく成果の一部でもある。

2) E・ウィリアムズ、『資本主義と奴隷制：ニグロ史とイギリス経済史』、中山毅訳、理論社、1968年。

3) R. B. Sheridan, "The Wealth of Jamaica in the Eighteenth Century", *The Economic History Review*, ↗

のプランテーションで生産された砂糖やタバコなどの輸出や、これらの商品作物を生産するために必要な工業製品のヨーロッパからの輸入等を含む奴隷制に基づいた大西洋経済圏の交易活動全体を研究の対象とするようになってきている⁴⁾。その一方で、イギリスを構成するスコットランドにおいては、国内市場が小さく、産業にとっての海外貿易の重要性がイングランドよりも大きかったにもかかわらず、その港湾都市における奴隷貿易が、ロンドン、ブリistol、リヴァプールと比べて小規模だったことなどもあり、奴隷貿易や奴隷制度との繋がりは、長い間忘れ去られていた⁵⁾。しかしながら、今世紀に入ると、デヴァインなどのスコットランドの大学の研究者によって、この問題が取り上げられるようになり、スコットランドと奴隷貿易・奴隷制度との深い繋がりが明らかになりつつある⁶⁾。

そこで、本稿においては、1820年代から30年代にかけての東西両インド産砂糖に対する関税の均一化問題をグラスゴーの利害関係者の視点から論じることで、19世紀前半のイギリスの通商政策の形成におけるスコットランド人の役割について検討する。この砂糖関税の均一化問題は、奴隷制度廃止問題に付随するかたちでイギリスの通商政策上の問題として1820年代から30年代を中心に盛んに議論された。その重要性については、奴隷制度廃止問題のみならず、東インド貿易の自由化問題にも深く関連し、長期にわたって議論されたことから明白であるが、この問題がスコットランドの視点から十分に検討されたことは無い。

本稿で事例として取り上げる19世紀前半のグラスゴーとその周辺地域は、イギリスにおける綿工業や製鉄業の中心地の1つとして成長を遂げていたのみならず、18世紀半ば以降、英領アメリカや西インド諸島などとの貿易におけるイギリス側の主要港の1つでもあった。特に、同市の西インド貿易商人およびプランテーション経営者は、グラスゴー西インド協会（Glasgow West India Association 以下GWIAと記載）と呼ばれるロビー団体を通して、経済的のみならず政治的にも大きな影響力を持っていた。GWIAについては、I. ホワイトが、

4) New Series, Vol. 18, No. 4, 1965, pp. 292-311; S. L. Engerman, "The Slave Trade and British Capital Formation in the Eighteenth Century: A Comment on William Thesis", *The Business History Review*, Vol. 46, No. 4, 1972, pp. 430-43; D. Richardson, "Profits in the Liverpool Slave Trade: the Account of William Davenport, 1757-1784", R. Anstey and P. E. H. Hair (eds.), *Liverpool, the African Slave Trade, and Abolition: Essays to Illustrate Current Knowledge and Research*, Liverpool: Historic Society of Lancashire and Cheshire, 1976, pp. 61-90; J. R. Ward, "The Profitability of Sugar Planting in the British West Indies, 1650-1854", *The Economic History Review*, New Series, Vol. 31, No. 2, 1978, pp. 197-213.

4) J. E. Inikori, *Africans and the Industrial Revolution in England: A Study in International Trade and Economic Development*, Cambridge: Cambridge University Press, 2002.

5) T. M. Devine, "Lost to History", T. M. Devine (ed.) *Recovering Scotland's Slavery Past: The Caribbean Connection*, Edinburgh: Edinburgh University Press, 2015, pp. 21-40.

6) *Ibid.*

1820年代から30年代初頭のイギリスにおいて、奴隷制度廃止に強く反対した団体として、その活動を論じている⁷⁾。しかしながら、この時期の奴隷制度廃止とそれに伴う補償の問題は、1807年の設立から第2次世界大戦終了直後までの約140年間にわたって存続したGWIAが取り組んだ数多くの問題の1つに過ぎなかった。GWIAは、奴隷制廃止問題以外にも、ナポレオン戦争時にイギリスが自国の貿易船を保護するために組織した護送船団についての問題や、本稿で取り上げる東西両インド産砂糖に対する関税の均一化に関する問題など、西インド貿易に関する様々な問題に関与していた。近年のS・ミューレンの研究も、同協会の活動に言及しているが、奴隷制度廃止に伴う補償問題以外の検討は不十分である⁸⁾。このような西インド貿易とのつながりの他に、19世紀前半の東インド貿易の開放を求める全国的な自由貿易運動において、貿易商や製造業者によりロビー団体が設立されたグラスゴーは、リヴァプールやマンチェスターなどと共に運動の中心になり、東インド貿易にも深く関わるようになった。

本論文では、グラスゴーにおける事例を検討する前に、1770年代から1810年代までの東西両インド産砂糖に対する関税がどのように推移したのかについて見ていく。その上で、1820年代の東西両インド産砂糖に対する関税の均一化を巡る論争に、グラスゴーの西インド利害関係者が、どのように関与したのかを検討する。そして、1820年代末にグラスゴーの東インド利害関係者が組織化されたことで、同市の東西両インド利害関係者の双方が、ロンドンやリヴァプールなどの同様のロビー団体と連携しながら、政府や議会に対してロビー活動を展開したことを論じる。また、西インド植民地経済が衰退していく中であっても、少なくとも1830年代半ばに至るまで、グラスゴーの西インド利害関係者は、地方の政治や経済に対して強い影響力を保持し続けたことを明らかにする。

1780年代から1810年代までの東西両インド産砂糖に対する関税

15世紀末のコロンブスによる新大陸への到達後にイギリスを含むヨーロッパ諸国によって植民地化された西インド諸島と、イギリス東インド会社等が交易に従事していたインドや東南アジアは、地理的に地球の表と裏に近い位置関係にある。その一方で、両地域では砂糖や綿花などの熱帯・亜熱帯産品の生産が可能である。そのため、18世紀のイギリスでは、黒人

7) I. Whyte, *Scotland and the Abolition of Black Slavery, 1756-1858*, Edinburgh, Edinburgh University Press, 2006.

8) S. Mullen, "The 'Glasgow West India interest': Integration, Collaboration and Exploitation in the British Atlantic World, 1776-1646", unpublished Ph.D. thesis, University of Glasgow, 2015.

奴隷を使役して砂糖や綿花の生産が盛んにおこなわれていた英領西インド植民地の代替として、東インド（アジア）が注目されるようになった。ただし、これらの商品作物における両地域の競合関係は、後者からヨーロッパへの輸出が限られていたこともあり、18世紀半ばまでは潜在的なものであった。

英領西インド植民地産の砂糖に関しては、1660年航海法の列挙品目制度の指定に砂糖が含まれたことで、その後、いくつかの例外規定が設けられたものの、原則としてイギリス本国以外の国々へ直接輸出することは認められていなかった⁹⁾。その一方で、イギリス本国向けの砂糖に対して課せられていた当時の関税率をみると、英領西インド植民地産砂糖は、外国産砂糖と比較して、低く設定され優遇されていた。しかし、18世紀後半になると、英領西インド植民地産の砂糖は、より広大で肥沃な仏領サン・ドマング植民地で生産される安価な砂糖によってイギリス以外のヨーロッパ市場を奪われることになった。

そのような中で、1780年代末になると東インド会社によって、東インド産砂糖のイギリスへの輸出が計画された。1789年4月には、同社の倉庫委員会によって作成された東インド産砂糖の試験的な輸出に関する指示書が役員会において承認され、ベンガル総督府に送付された¹⁰⁾。また、1791年には、在ベンガルのジョン・パターソンによる東インド産砂糖の優位性に関する主張が社内で検討された。西インド産砂糖と比べて、ベンガル産砂糖には、価格などにおいて大きな優位性があることを強調するパターソンの主張は、会社の決定に対して大きな影響を与えることになり、同年、会社による東インド産砂糖の輸出が開始された¹¹⁾。このような東インド会社の動きは、イギリス政府の意向に沿うものでもあった。首相の地位にあったウィリアム・ピットは、東インド産砂糖の輸出をきっかけとして、イギリスが、サン・ドマング植民地を有するフランスからヨーロッパ市場における主導権を奪取することを望んでいた¹²⁾。さらに、時を同じくして、そのサン・ドマング植民地で起きた奴隷反乱の影響で大西洋経済の砂糖価格が高騰し、イギリス国内で砂糖不足が問題化したことも、東インド産砂糖の輸出への追い風となった¹³⁾。

しかしながら、東インド産砂糖のイギリスへの輸出にとって、大きな問題となったのが高率の関税であった。当時の西インド産と東インド産の砂糖に対する関税に関して、前者は従

9) 川分圭子「英領西インドと砂糖税」『京都府立大学学術報告. 人文・社会』60巻、2008年、102-3頁。

10) The East India Company, *East India Sugar, Papers Respecting the Culture and Manufacture of Sugar in British India: Also Notice of the Cultivation of Sugar in Other Parts of Asia*, 1822, First Appendix, p. 3.

11) *Ibid.*, pp. 3-4.

12) ウィリアムス、『資本主義と奴隷制』、167頁。

13) S. Drescher, *The Mighty Experiment; Free Labor versus Slavery in British Emancipation*, 2002, Oxford and New York: Oxford University Press, p. 115.

量税であり、後者は後述するように1803年まで従価税を基本としていた。東インド会社によるベンガル産砂糖の輸入が開始された1791年において、前者（粗糖の場合）には1ハンドレットウエイト（以下cwt.と記載、約50kg）あたり15s.、後者（粗糖・精製糖の区別無し）には東インド会社の販売価格で£100あたり£37. 16s. 3d.の従価税が課せられていた¹⁴⁾。両者の異なる課税標準のため、単純に比較することはできないが、後者の関税率が前者よりも割高であったことは、当時の文献から明らかである。例えば、1791年12月には、西インド産砂糖の国内市場の独占に対して不満を持っていたロンドンの精糖業者が、東インド産砂糖に課せられていた高率の関税を西インド産並みに引き下げるようにピットに対して要求した¹⁵⁾。また、1792年2月付けの東インド会社の倉庫委員会の報告書においても、東インド産砂糖の輸出に対する「非常に強力な障害」として高率の関税ならびに高い輸送費用が挙げられていた¹⁶⁾。そして、同年3月9日には、9人の会社株主から東インド会社総裁に対して、東インド産砂糖に対する関税の引き下げを政府に申し立てることを要求する請願書が提出された。その中において、関税率の引き下げによる東インド産砂糖の輸入拡大は、安価な砂糖を求めるイギリス国内消費者の救済と、関税収入への貢献になるだけでなく、東インド貿易においてイギリスの競争相手となっていた他のヨーロッパ諸国やアメリカ合衆国の商人の手に砂糖貿易が落ちることを防ぐことにもなることが主張された¹⁷⁾。しかしながら、サン・ドマング植民地の独立によって砂糖貿易におけるフランスの優位が崩壊したことで、東インド産砂糖の輸出に対するイギリス政府の関心は薄らいでいった¹⁸⁾。

その後の砂糖に対する関税率の推移に関しては、東西両インド産ともに、対仏戦争における戦時の税収として重視され課税が強化されたために上昇傾向が続いた。同時に、東インド産砂糖に対する課税に関しては、英領西インド産よりも不利になる変更がおこなわれた。例えば、1799年にはイギリスからヨーロッパ大陸へ再輸出される全ての東インド産砂糖に対して1cwt.あたり6s. 6d.の課税が決定された。他方、西インド産砂糖は課税の対象外となり、外国産砂糖でさえも2s. 6d.の課税であったことから、東インド会社は、「東インド産と西インド産に対する不均一な関税についての最初の明白な事例」として、この決定を挙げている¹⁹⁾。

14) The East India Company, *East India Sugar*, Fourth Appendix, p. 1.

15) Anon., *A Report of the Proceedings of the Committee of Sugar-Refiners, for the Purpose of Effecting a Reduction in the High Prices of Sugar, by the Lowering the Bounty of Refined Sugar Exported, and Correcting the Evils of the West India Monopoly*, 1792, pp. 8-16.

16) The East India Company, *East India Sugar*, First Appendix, p. 2.

17) *Ibid.*

18) E・ウィリアムス、『資本主義と奴隷制』、187頁。

19) The East India Company, *East India Sugar*, Fourth Appendix, p. 1.

また、1803年には、国内消費向けの東インド産砂糖に対する課税が、それまでの従価税から1cwt.あたり22s.の従量税に変更された²⁰⁾。これは当時の砂糖価格の下落が、従価税の東インド産へ有利に働いていたことに不満を持っていた西インド利害関係者からの要求を受けてのものであった²¹⁾。同時に、西インド産粗糖に対しては1cwt.あたり20s.（精製糖には23s.4d.）が課税されることになった。また、1807年には、西インド産粗糖に対してのみ、1cwt.あたり2s.あるいは1s.の条件付き輸出奨励金が認められ、1814年まで継続された。そして、1809年になると税率が引き上げられ、西インド産粗糖に対して1cwt.あたり30s.（精製糖は35s.）、東インド産に対しては33s.となった²²⁾。

このように、18世紀末から19世紀初頭の東西インド産砂糖に関する問題の中心には、西インド産砂糖への優遇を維持したい西インド利害関係者と、東インド産砂糖のイギリス本国への輸出を拡大したいイギリス東インド会社が存在していた。ただし、この問題においては、以下のように、1810年代以降になると、地方の利害関係者の組織化や1814年の東インド貿易の部分的自由化を契機とした新たな経済的利害集団の誕生によって、グラスゴーやリヴァプールなどの地方都市の関係者も深く関わるようになった。

1810年代から20年代の GWIA と砂糖関税問題

本稿において事例として取り上げるグラスゴーは、18世紀半ば以降、英領アメリカとのタバコ貿易の中心となり、アメリカ合衆国独立後は、英領西インド植民地との交易が、その繁栄に大きく貢献した。当時のイギリス国内の西インド利害関係者に関して、オショネシーは、18世紀後半以降にロンドンの西インド利害関係者が次第に組織化される一方で、彼らの政治的な影響力が低下していったことを指摘している²³⁾。同様にチェックランドのリヴァプールの西インド利害関係者に関する研究においても、18世紀末に彼らの政治的な影響力が低下していく中で、その影響力を維持することを目的にリヴァプール西インド協会が設立されたことが論じられている²⁴⁾。このような当時のイギリスの西インド利害関係者の動向に沿うように、グラスゴーの西インド貿易商人およびプランテーション経営者の場合も、イ

20) *Ibid.*, Fourth Appendix, p. 2.

21) 川分「英領西インドと砂糖税」、105頁。

22) The East India Company, *East India Sugar*, Fourth Appendix, p. 2.

23) A. J. O'Shaughnessy, "The Formation of a Commercial Lobby: The West India Interests, British Colonial Policy and the American Revolution", *The Historical Journal*, vol. 40, no. 1, 1997, pp. 71-95.

24) S. G. Checkland, "American versus West Indian Traders in Liverpool, 1793-1815", *The Journal of Economic History*, Vol. XVIII, No. 2, 1958, p. 145.

ギリスの奴隷貿易が廃止された1807年に「西インド貿易に関わる全ての事柄に対して、結束した行動をとることによりもたらされる共通の利益」を目的としてGWIAを発足させた²⁵⁾。また、当時のグラスゴーの西インド利害関係者は、奴隷貿易廃止による西インド貿易の先行きの不透明さや、対仏戦争やアメリカ合衆国との関係の悪化による国内経済の混乱の中にあつたことから、新たに東インド貿易に参入することで貿易を多角化し、リスクの分散を図ろうとした。そのため、東インド会社の特許状更新の期限が迫つた1812年に、東インド貿易の自由化の達成を目的として、グラスゴーの商人・製造業者によって設立されたグラスゴー東インド委員会（Glasgow East India Committee、以下GEICと記載）には、GWIAの会員でもあつた多数の西インド利害関係者が参加してつた²⁶⁾。彼らは、ナポレオンの大陸封鎖令によってヨーロッパ大陸への輸出が困難となる中で新たな市場を求めていた綿紡績・織物業者とともに、グラスゴーにおける東インド貿易の自由化運動の原動力となつた。このように西インド利害関係者が東インド貿易開放運動の中心となつたケースは、グラスゴーと同様に強力な西インド利害が存在してつたりヴァプールなどでも見られた。ただし、ここで問題となつたのが、これまで述べてきたように、西インド産品と東インド産品の多くがイギリス国内外の市場において競合関係にあつたことである。もしも、東インド貿易が開放された場合、西インド利害関係者の東インド貿易への参入が可能になる一方で、砂糖を含む東インド産品の競合品のヨーロッパへの輸出が拡大することで、彼らの既存の権益が侵される恐れがあつた。そのため、グラスゴー、リヴァプール、バーミンガム、マンチェスターなどの地方のロビー団体が結束する形で展開した当時の東インド貿易の自由化運動においては、西インド利害関係者の意向が反映され、彼らの既存の権益が侵害されないように注意を払うことが合意された²⁷⁾。このような地方ロビイストの意向は、1813年に議会において東インド会社の特許状が更新された後の12月に、それまでの関税に代えて、西インド産砂糖との比較で1cwt.あたり10s.割高となる40s.の関税を東インド産砂糖に対して新たに課すことを定めた法律の制定によって結実された²⁸⁾。しかしながら、グラスゴーにおいては、経済状況の好転や、東インド貿易への参入の難しさなどの理由によって、1814年の東インド貿易の部分開放

25) 熊谷幸久「19世紀初頭の英国のアジア通商政策に対する地方商人及び製造業者の影響力—1812年から1813年にかけてのグラスゴー東インド協会による東インド貿易開放運動を中心に—」『歴史と経済』第206巻、2010年、52頁。

26) 当時の地方利害関係者によって組織された東インド貿易開放運動の詳細については、Y. Kumagai, *Breaking into the Monopoly Provincial Merchants and Manufacturers' Campaigns for Access to the Asian Market, 1790-1833*, Leiden and Boston: Brill, 2012を参照のこと。

27) 熊谷幸久「東インド貿易の開放と西インド利害関係者—グラスゴー東インド協会内の西インド貿易商人・プランテーション経営者について（1812～33年）—」『京都精華大学紀要』第37号、2010年、52頁。

28) The East India Company, *East India Sugar*, Fourth Appendix, p. 2.

後に、実際に東インド貿易に参入した西インド貿易商人の数は限定的であった²⁹⁾。そのため、東インド貿易の自由化を求める運動において共闘関係にあった西インド貿易関係者と東インド貿易関係者の利害は、やがて乖離し、奴隷制廃止問題や砂糖関税問題を巡って対立していくことになった。

1814年4月以降、それまで東インド会社の独占権によって排除されていたグラスゴーやリヴァプールなどの私貿易商人がヨーロッパとアジアとの直接貿易に参入したことで、東インド貿易の急激な発展が見られた。例えば、イギリスからの輸出額を見た場合、1808-12年の期間は年平均£175万であったが、貿易が部分的に開放された1814-19年には£212万となり、さらに1820-25年には£403万に達した。また、イギリスへの輸入に関しては、1808-12年において年平均£473万であったものが、1814-19年には£754万に増加した。ただし、1820-25年には£664万と減少した³⁰⁾。このような輸出と比べて輸入の拡大が緩やかだった原因の1つが、砂糖を含めた東インド産品の多くが品質において他地域産の競合品と比べて劣っていたことである。

しかしながら、1821年には、輸送費の低下による東インド産砂糖の輸出拡大を危惧した西インド利害関係者が、東インド産砂糖に対する課税の強化を求めるようになり、政府や議会において、この問題が検討されることになった³¹⁾。当初の政府案では、それまで東インド産砂糖の輸入に対して課していた1cwt.あたり40s.の関税を42s. 5d.に引き上げ、その一方で西インド産に対する関税（粗糖の場合30s.）は、そのまま据え置くというものであった。これに対して、東インド会社は、東インド産砂糖の輸入が長く赤字を計上しているだけでなく、そのほとんどがヨーロッパ大陸へ再輸出されていることを主張し、増税に反対した。さらに、赤字にも関わらず砂糖を輸入し続けなければならない理由として、会社は船の安定に必要なバラストとしてアジアからの帰り荷において砂糖が最も適当であることをあげていた³²⁾。また、それまで東インド産砂糖に対する関税に関して、粗糖と精製糖の区別が設けられていなかったが、品質が西インド産精製糖（clayed sugar）と同等の東インド産砂糖に対して、5s.の追加課税によって45s.とする案も政府によって検討されていた。これに関しても、東インド会社は、東インド産の中でclayed sugarに該当する砂糖の輸入がわずかであることや、西インド産砂糖の分類を東インド産砂糖にそのまま当てはめることは適当でないことを主張した³³⁾。

29) 熊谷「東インド貿易の開放と西インド利害関係者」、52-3頁。

30) *Hansard's Parliamentary Debates*, New Series, Vol. XXI, 1829, cc. 1339-41.

31) E. Williams, *The Economic Aspect of the Abolition of the West Indian Slave Trade and Slavery*, Lanham, Maryland: Rowman & Littlefield, 2014, p. 168.

32) The East India Company, *East India Sugar*, Fourth Appendix, p. 2.

33) *Ibid.*, pp. 2-3.

さらに、当時の砂糖関税に関する問題は地方でも議論されており、特に、西インド利害関係者と東インド利害関係者の双方がロビー団体を組織していたリヴァプールにおいては、前者のトーマス・フレッチャーと後者のジェームズ・クロッパーなどが、論戦を繰り広げていた³⁴⁾。これに対して、グラスゴウにおいては、カークマン・フィンリイ等の多くの東インド利害関係者が存在していたものの、彼らの利害を代表する議員や恒久的なロビー団体が存在していなかったこともあり、東インド産砂糖に対する関税の引き上げに反対する動きは見られなかった。その一方で、1807年以来GWIAを組織していた西インド利害関係者は、追加関税に賛成する動きを見せた。当時のグラスゴウの西インド利害関係者は、イギリス国内の他の地域の西インド利害関係者と同様に、ヨーロッパ大陸市場において安価な外国産砂糖との競合に苦しんでいた³⁵⁾。それに追い打ちをかけるように、イギリス本国の東インド産砂糖の輸入が1819年から1821年にかけて16万2千cwt.から27万7千cwt.へと拡大し、その国内消費も増加していた³⁶⁾。このような状況を危惧したGWIAは、1821年5月10日の総会において、ロンドン、ブリストル、リヴァプールの西インド利害団体と連絡を取り合いながらこの問題に対処することを決定した³⁷⁾。そして、7月に議会において制定された関税法によって、西インド産精製糖（clayed sugar）と同等の品質の東インド産砂糖に対して、5s.が追加課税されることになった。それに加えて、イギリス国内での東インド産砂糖の消費に関して、東インド会社統治領産に対しては原産地証明書の添付が必要となり、それ以外の中国産やジャワ産などに対しては禁止的高関税が課せられるようになった³⁸⁾。

この関税法はもともと1年間の期限付きであったが、翌年8月に1824年3月まで延長されることになった。その間にも西インド利害関係者は、西インド植民地における不況の軽減を図るために政府や議会に対してロビー活動をおこなった。GWIAの場合、ロンドン、ブリストル、リヴァプールの西インド利害関係者との連携が再度見られた³⁹⁾。例えば、1822年3月15日付でGWIAからロンドンの有力な西インド貿易商・プランテーション所有者であっ

34) K. Charlton, "Liverpool and the East India Trade", *Northern History*, Vol. VII, 1972, pp. 56-63.

35) Glasgow Mitchel Library, Records of the Glasgow West India Association (Microfilm), MS891002, Minute Book, No. 2, 1814-22, 6 February 1822, p. 246.

36) *Ibid.*, Report (Annual) of the Directors of the Annual General Meeting of the Association, No. 2, 24 January 1822, p. 359.

37) *Ibid.*, General Meeting of the Association, 10 May 1821, p. 359.

38) The East India Company, *East India Sugar*, Fourth Appendix, p. 3.

39) Records of the GWIA, Minute Book No. 2, 1814-22, a Letter from Charles Payne, Secretary of the West India Association of Bristol, 21 March 1822, pp. 251-2; a Letter from Sir Simon Clarke Bart., 21 March 1822, pp. 252-7.

たサイモン・H・クラーク宛に書簡が送られており、それに対する3月21日付の返信がGWIAの議事録に残されている⁴⁰⁾。両者の間では、西インド植民地を不況から救済するための方策として、保税制度における西インド産品への課税方法の変更や、航海法の修正による西インド諸島とアメリカ合衆国の直接貿易などが議論されていた。また、東インド産砂糖との競合に関しても、近い将来における重要な問題として認識されていた。さらに、クラークを介して、GWIAとロンドンの西インド利害団体の会長を務めていたチャールズ・エリスの間でも意見の交換がおこなわれた。これらの結果として、GWIAは、西インド植民地の不況救済を求める請願書と署名をイギリス議会へ提出するとともに、同協会の会長の職にあったジェームズ・ユーイングを代表としてロンドンへ派遣した。ユーイングは、2カ月にわたって現地に滞在し、クライド・バラ選出の下院議員であるアーチボルト・キャンベルとともに、他の地域からの代表者と協力しながらロビー活動をおこなった⁴¹⁾。

ユーイングのロンドン滞在時に議会において審議・可決された航海法の修正は、西インド利害関係者にとって1822年における最も重要な問題であった。この修正には、それまで規制されてきた英領西インド植民地とアメリカ合衆国や大陸ヨーロッパ諸国を含む諸外国地域との直接貿易を解禁することが含まれていた。当時の西インド利害関係者は、航海法の緩和によって、植民地におけるプランテーション経営に必要な工業製品や食料をアメリカ合衆国から安価に直接輸入することを望んでいた。その一方で、アメリカ合衆国以外の大陸ヨーロッパ諸国等との直接貿易に関しては、この規制緩和を口実として、東インド利害関係者が砂糖関税の均一化や国内市場における西インド植民地産品に対する優遇の削減を要求してくることが危惧された。そのため、GWIAが規制緩和による恩恵を期待していた一方で、イギリス下院の審議においてチャールズ・エリスなどロンドンの西インド利害関係者はこの規制緩和に強く反対しており、西インド利害関係者の間でも意見が分かれることになった⁴²⁾。

さらに、この頃のグラスゴウの西インド利害関係者は、東インド利害関係者による奴隷制度廃止運動への関与を脅威とみなすようになった。前述したリヴァプールの東インド利害関係者のジェームズ・クロッパーは、クエーカー教徒の奴隷制度廃止論者でもあった⁴³⁾。クロッパーは、奴隷制度に基づく砂糖生産は非効率であり、政府の保護なしに、「自由人」によって生産される東インド産砂糖と競争することは不可能であることを主張し、奴隷制度廃

40) *Ibid.*

41) *Ibid.*, 26 March 1822, pp. 272-4.

42) *Ibid.*; Hansard, New Series, Vol. VII, 1822, cc. 674-98.

43) K. Charlton, "James Cropper and Liverpool's Contribution to the Anti-Slavery Movement", *Transactions of the Historic Society of Lancashire and Cheshire*, vol. 123, 1971, pp. 57-80.

止問題に砂糖関税の均一化問題を関連させた議論を展開していた⁴⁴⁾。このような東インド利害関係者の動きに関して、GWIAの年間報告書では、「彼等〔東インド利害関係者〕は、ウィルバーフォース氏〔奴隷制度廃止運動の指導者〕の団体と共に、飽くなき努力で〔西インド〕植民地の核心的利害に打撃を与え、彼等〔西インド利害関係者〕の存在自体を脅かした。」と述べられている⁴⁵⁾。

1823年3月3日には、議会下院においてロンドンの東インド利害関係者からの東西両インド産に対する砂糖関税の均一化を求める請願書が、W・W・ウィットモアによって提出された。その内容は、前年の航海条例の修正の際に一部の西インド利害関係者が危惧した通り、それまで西インド植民地の通商を本国に限定してきた規制が撤廃され、東インド貿易と同じ条件となったことを理由に、東インド産砂糖に対する差別関税を撤廃することを求めるものであった⁴⁶⁾。さらに、ウィットモアは、東西両インド産砂糖に対する関税の均一化に関する委員会の設置を求める動議を後日に出すことを伝えた。これに対して、グラスゴーやロンドンを含む各地の西インド利害関係者は、間髪入れずに東インド利害関係者の求めに反対する動きを見せた。GWIAでは、3月7日の理事会において、砂糖関税の均一化に反対する請願書を議会に提出することが承認された。その内容は、東西両インドを比較した場合、西インド植民地の人や資本の全てがイギリスのものであるのに対して、東インドの支配地域はイギリスの保護下にある外国人のものであること、さらには、本国の輸出入にとって、西インド貿易のほうが東インド貿易よりも重要であり、税収においても、より大きな貢献をしていることを強調するなど、西インド利害関係者による従来主張を踏襲するものであった。加えて、1822年のアメリカ合衆国やヨーロッパ大陸諸国との交易に対する規制の緩和が、西インド植民地に対する救済処置に全くなっていないことも主張した⁴⁷⁾。また、同月19日には、西インド利害を代表する議員たちによって、砂糖関税の均一化への反対や不況対策を求める西インド諸島の各植民地からの請願書が一斉に提出された⁴⁸⁾。税収の観点からすると、砂糖関税は当時のイギリスの歳入のほぼ3分の1占めるものであり、ハスキソンによる差別関税

44) J. Cropper, *Relief for West Indian Distress Shewing the Inefficiency of Protecting Duties on East-India Sugar*, 1823.

45) Records of the GWIA, Minute Book, No. 3, Annual Report by the Chairman and Directors of the West India Association, 15 January 1824, pp. 481-2; 熊谷幸久「スコットランドの自由貿易運動」島田竜登編『1789年自由を求める時代』、山川出版社、2018年、209頁。

46) *Hansard*, New Series, Vol. VIII, 1823, cc. 337-40.

47) Records of the GWIA, Minute Book No. 2, 1814-22, a General Meeting of the Association, 26 March 1822, pp. 438-44.

48) *The Sun*, 20 March 1823, p. 1, "West India Sugar".

の撤廃を容認する発言にもかかわらず、政府は砂糖関税の均一化に対して後ろ向きであった⁴⁹⁾。最終的に、5月22日にウィットモアが出した動議は、大差で否決されることになった⁵⁰⁾。さらに、1827年にもウィットモアは同様の動議を出したが、撤回を迫られることになった⁵¹⁾。その一方で、従来の重商主義政策からの乖離を示す政治的なジェスチャーとして、モーリシャス産砂糖に関しては、1825年に西インド産砂糖と同等の条件での輸入を認めることが決定された⁵²⁾。その際にも GWIA は、それに反対する請願書を王立委員会 (Lords Commissioners) に提出した⁵³⁾。

1830年代のグラスゴーにおける西インド利害関係者と東インド利害関係者の対立

1820年代末になると、グラスゴーにおいては、東インド会社の特許状更新問題を契機として、東インド利害関係者の組織化が行われ、恒久的なロビー団体であるグラスゴー東インド協会 (Glasgow East India Association、以下 GEIA と記載) が設立された。既述の通り、1810年代の GEIC には多数の西インド貿易商・プランテーション経営者が参加していたが、その後の東インド貿易商人等との利害の乖離によって、新たに設立された GEIA に参加した西インド利害関係者は、ジェーム・ユーイングなど少数であった⁵⁴⁾。そして、GEIA を率いたカークマン・フィンレイは、このような両者の利害の乖離を象徴する人物であったといえる。父親のジェームズによって設立されたジェームズ・フィンレイ商会を引き継いだカークマンは、グラスゴーの有力な西インド貿易商人・プランテーション経営者であったリッチ・アンド・スミス商会をパートナーとして迎え入れ、その資本を利用することで、同商会をグラスゴー有数の貿易商ならびにスコットランドで最大規模の綿紡績・綿布製造業者へと発展させた⁵⁵⁾。また、彼の娘の1人であるアグネスは、同市の有力西インド貿易商のジョン・キャンベル・シニア商会の共同経営者であったトマス・キャンベルの最初の妻となった⁵⁶⁾。

49) Charlton, "Liverpool and the East India Trade", pp. 60-1.

50) *Hansard*, New Series, Vol. IX, 1823, cc. 444-67.

51) *Hansard*, New Series, Vol. XVII, 1827, cc. 815-45.

52) K. Charlton, "Liverpool and the East India Trade", p. 63.

53) Records of the GWIA, Minute Book, No. 3, 1823-32, The Memorial of the Association of West India Merchants & Planters of the City of Glasgow to the Right Honorable the Lords Commissioners of His Majesty, 7 May 1825, p. 516.

54) 熊谷「東インド貿易の開放と西インド利害関係者」、52-5頁。

55) C. Brogan, *James Finlay & Company Limited: Manufacturers and East India Merchants*, Glasgow: Jackson Son & Company, 1951, pp. 6-7.

56) Mullen, "The 'Glasgow West India interest'", p. 49.

このように西インド利害関係者と深い関係にあったフィンレイは、グラスゴーを含むクライド・バラ選出の下院議員として、彼等のためにも働いたことから、1816年にGWIAは、その功績を称える決議を採択した⁵⁷⁾。しかしながら、その後、1824年には、ジェームズ・フィンレイ商会がリッチ・アンド・スミス商会とのパートナーシップを解消するなど、両者の緊密な関係は次第に終わることになった。さらに、1830年の下院選挙の際にグラスゴーを含むクライド・バラ選挙区で立候補したフィンレイは、一般には西インド利害関係者と対立する東インド利害関係者を代表する人物として見られており、最終的に前者と深く繋がっていた対立候補のアーチボルト・キャンベルに敗れることになった⁵⁸⁾。

1820年代末から1830年代前半にかけて、議会で奴隷制度廃止問題と東インド貿易の開放問題についての審議が同時に進む中で、砂糖関税の均一化問題も、しばしば取り上げられることになった。そして、この時期のグラスゴーの東インド貿易商人による砂糖関税の均一化問題への積極的な関与は、GEIAの設立によるグラスゴーの東インド利害関係者の組織化が、彼らのロビー活動の活性化につながったことを反映していた。先ず、1830年6月には、ロンドンの東インド利害関係者と共同で、英領東インド産砂糖を英領西インド産砂糖と同等に扱い、関税を引き下げることがを求める請願書を下院に提出した⁵⁹⁾。その後、1833年になると、議会において奴隷制度廃止に関する審議が大詰めを迎える中で、GEIAは、砂糖関税の均一化問題が決着せず将来に持ち越されることを不安視するようになった。そこで、6月に同協会の会員であるウィリアム・グラハムが、グラスゴー選出の下院議員であるジェームズ・オズワルドやジェームズ・ユーイングとロンドンで会合を持ち、議会でこの問題を取り上げることにについて話し合いをおこなった⁶⁰⁾。2人の議員の内、同協会の会員であったオズワルドは、適切な機会に議会においてこの問題を取り上げることに、非常に積極的であった。他方、GEIAだけでなくGWIAの会員でもあり、グラスゴーの有力な西インド利害関係者でもあったユーイングは、砂糖関税問題に言及することなく奴隷制度廃止問題を解決するべきであり、現状においては何もすることはないとの見解を示した⁶¹⁾。そのため、GEIAは、オ

57) Records of the GWIA, Minute Book No. 2, 1814-22, Thanks of the Association to Mr. Finlay, 31 January 1816, p. 239.

58) Anon. *An Authentic Account of the Proceedings Arising from the Election of Kirkman Finlay, ESQ.*, Atkinson & Co., 1830.

59) *Journal of the House of Commons*, vol. lxxxv, 1830, p. 553.

60) Glasgow Mitchel Library, Records of the Glasgow East India Association (microfilm), MS 89001/6, Committee Correspondence (Incoming) 1833-34, Letter No. 58, Letter from William Graham, 1 July 1833.

61) *Ibid.*

ズワールドに対して、奴隷制度廃止問題の解決のために、砂糖関税問題で妥協するべきではないということを下院において表明するように依頼することを決定した⁶²⁾。また、リヴァプールの東インド利害関係者からは、同市選出の議員であるウィリアム・ユアートが、下院で奴隷制度廃止が議論される際に、東西両インド産砂糖に対する関税の均一化を求める動議を出すつもりでいることが、グラスゴーへ伝えられた⁶³⁾。このユアートの動議は8月1日に出されたが、同時期に奴隷制度廃止法案の審議が大詰めを迎えており、法案の成立を優先することを求める声が多数出たことから、最終的に撤回されることになった⁶⁴⁾。

そして、9月になると、GEIAにおいては、地方の東インド利害関係者に対して強い影響力を持っていたオリエンタリストのジョン・クロフォードとの会合がおこなわれ、この問題に関するロビー活動を議会の新会期が始まるまで取り止めることが合意された⁶⁵⁾。このような東インド利害関係者の動きに対して、GWIAは、その会員に対して、砂糖関税の均一化を求める東インド利害関係者のロビー活動が活発化していることを注視するように伝えたものの、組織としてGEIAほどの積極的な活動は見られなかった⁶⁶⁾。

1833年秋にイギリス議会の新会期が始まると、東インド利害関係者による東西両インド産砂糖に対する関税の均一化を求めるロビー活動は、それまで以上に積極的におこなわれることになった。グラスゴーでは、1834年2月に、GEIAから砂糖関税の均一化を求める陳情書が大蔵卿委員会に提出され、その複写がインド庁や商務庁にも送付された⁶⁷⁾。当時のグラスゴーでは、財務大臣のアルソープ卿がこの問題を2月28日に取り上げることを通知したという情報が新聞に掲載されていた⁶⁸⁾。その後、グレイ内閣は同問題を取り上げるつもりがないことや、砂糖関税の修正を支持していないことがGWIAに対して伝えられたことで、この

62) Records of the GEIA, MS89001/13, Committee Correspondence (Outgoing) 1829-36, Letter No. 101, Letter from William P. Paton to James Oswald, 8 July 1833.

63) Records of the GEIA, Committee Correspondence (Incoming) 1833-34, Letter No. 58, Letter from William Graham, 1 July 1833.

64) *Hansard*, Third series, Vol. XX, 1833, cc. 256-61.

65) Records of the GEIA, MS891001/2, Committee Minutes 1829-47, Special Meeting with Mr. Crawford, 11 September 1833, p. 103.

66) Records of the GWIA, Minute Book, No. 4 (Vol. 1), Report of the Directors to the Annual General Meeting of the Association, 22 January 1834, pp. 601-4.

67) Records of the GEIA, Committee Correspondence (Outgoing) 1829-34, Letter No. 109, Letter from William P. Paton to Charles Grant M. P., President of the Board of Control, 4 February 1834; Letter No. 110, Letter from William P. Paton to C. P. Thompson, Vice President of Board of Trade, 5 February 1834.

68) Records of the GWIA, Minute book No. 4 (vol. 2), Report of the Directors to the annual General Meeting, 21 January 1835, p. 48.

報道が間違いであることが判明した。また、GEIAの陳情に対する大蔵卿委員会からの回答でも、この問題を議会で取り上げる時期にはないことが述べられていた⁶⁹⁾。これにより、東西両インド産に対する砂糖関税に関しては、もう1年間の現状維持が確定的となっていた。しかしながら、GEIAのロビー活動は継続され、適切な時期にリヴァプール東インド協会との合同で代表団をロンドンへ派遣することが決まるとともに、5月には、同協会によって準備された砂糖関税の均一化を求める請願書がオズワルドの協力の下院に提出された⁷⁰⁾。また、GEIAはグラスゴー商工業会議所（Glasgow Chamber of Commerce and Manufacturers、以下GCCMと記載）に対して、砂糖関税の均一化の実現のために協力を要請した。これを受けてGCCMでは、3月の理事会において議会への請願書の提出の可否が話し合われた⁷¹⁾。この会議に出席した15人の理事のほとんどが、西インド貿易・プランテーション経営あるいは東インド貿易に関与しており、GWIAまたはGEIAの会員でもあった。最終的に、GCCMはGEIAからの要請を却下したが、このことは、当時のグラスゴー市内における西インド利害関係者と東インド利害関係者の力関係を反映していたといえる。その後、6月には、下院においてリヴァプールのユースアートが砂糖関税の均一化を求める2度目の動議を出したが、定員数の不足のために流会となった⁷²⁾。このような東インド利害関係者の積極的な動きに対して、GWIAにおいても、理事たちによって議会への請願書の提出が検討されることになった。しかし、7月のグレイ首相の辞任後に内閣の交代が相次ぎ、政治的に不安定な状態が続いたことで、東インド利害関係者のロビー活動が停滞したことから、GWIAによる請願書の提出は、最終的に取り止めとなった⁷³⁾。

そして、1835年に入ると、2月にロンドンの西インド貿易商人・プランテーション経営者が、大蔵卿委員会に対して、奴隷制廃止法の影響が明らかになるまでは東西両インド産砂糖に対する関税率を変更しないように求めた。これに呼応するかたちで、GWIAも3月末にロンドンの西インド利害関係者の主張を支持する陳情書を大蔵卿委員会に提出するとともに、ピール首相個人に対しても支持を求める陳情をおこなった⁷⁴⁾。他方、GEIAは、前年と

69) Records of the GEIA, Committee Minutes 1829-47, Monthly and Special Meeting, 20 February 1834, pp. 106-7.

70) *Ibid.*; *Hansard*, Third Series, vol. XXII, c. 797.

71) GML, Records of Glasgow Chamber of Commerce and Manufactures, TD167/1/2/5, 1830-36, A meeting of the Directors of the Chamber of Commerce and Manufactures, 7 March 1834, pp. 218-9.

72) *Hansard*, Third series, vol. XXIV, 1834, cc. 832-5.

73) Records of the GWIA, Minute book, No. 4 (vol. 2), Report of the Directors to the annual General Meeting, 21 January 1835, p. 48.

74) Records of the GWIA, Minute book, No. 4 (Vol. 1), A Meeting of the Directors of the Association, 31 March 1835, pp. 609-10.

同様にリヴァプールの東インド協会との共同で砂糖関税の均一化を求める陳情書を大蔵卿委員会へ提出するとともに、その複写をインド庁と商務庁へ送り、東インド利害関係者の主張に対する支持を求めた⁷⁵⁾。さらに、この問題に関して政府と交渉をおこなうために、カークマン・フィンレイ、ジョン・G・ハミルトン、ウォルター・ブキャナン、アンドリュー・ジェミソンの4人を代表団としてロンドンへ派遣した⁷⁶⁾。

また、GEIAは前年と同様にGCCMに対して、政府へのロビー活動における協力を求めた。GCCMの理事会においては、東インド利害を代表するウォルター・ブキャナンやウィリアム・P・パトンがGEIAへの協力を支持した。これに対して、西インド利害を代表するGWIAの理事であったアレクサンダー・マクレガーや、GWIAとGEIAの両方に属していたジョージ・シェヴィッツは、GEIAへの協力についての検討を次の議会の会期まで延期するように求めた。最終的に、商工会議所の理事による投票となり、前年と同様に西インド利害関係者の意向が通ることになった⁷⁷⁾。

そして、6月には、会社領産の砂糖やその他の物品に対する関税の引き下げを求めるイギリス東インド会社からの請願書が、カルター・ファーガソンによって下院に提出された⁷⁸⁾。その際に、財務大臣のトマス・スプリング・ライスは、従来の関税率を1年間そのまま継続することを支持する一方で、将来的にはその修正があり得ることを表明した⁷⁹⁾。この時点において、1836年の砂糖関税の均一化は、政府の既定路線となっていたと言える。同時期にライスはロンドン西インド協会のジョージ・セインズベリーに口頭で、議会の特別委員会において砂糖関税の均一化の方法や条件を検討するために、差別関税廃止に関する西インド利害関係者の見解を求めた⁸⁰⁾。セインズベリーは、ライスからの伝達をGWIAに伝えるとともに、ロンドンへの代表団の派遣を要請した。これに対して、GWIAは、代表団の派遣に関しては、日程的にその必要はないと判断する一方で、ロンドンの西インド協会と連携しながら

75) Records of the GEIA, Committee Correspondence (Outgoing) 1829-34, Letter No. 126, Letter from William P. Paton to Radcliffe and Duncan, secretaries to the Liverpool East India Association, 11 March 1835; Letter No. 147, Letter from William P. Paton to Lord Ellenborough, President of the Board of Control, 16 March 1835; Letter No 147, Letter from William. P. Paton to Alexander Baring, President of the Board of Trade, 16 March 1835.

76) Records of the GEIA, Committee Minutes 1829-47, Special Meeting, 17 April 1835, pp. 116-7.

77) Records of GCCM, 1830-36, A meeting of the Directors of the Chamber of Commerce and Manufactures, 18 March 1835. pp. 259-61.

78) *Hansard*, Third series, vol. XXVIII, cc. 960-74.

79) *Ibid.*

80) Records of the GWIA, Minute Book, No. 4 (Vol. 1), A Meeting of the Directors of the Association, 26 June 1835, pp. 610-13.

ら、この問題に対応することを決定した。さらに、同協会の理事たちは、この時点において、政府の方針に対する効果的な抵抗は不可能であることを認識しており、それよりも寧ろ、政府との妥協によって、最善の条件を引き出すほうが望ましいとの結論に達していた⁸¹⁾。このようにGWIAは、砂糖関税の均一化の阻止が、もはや不可能であることを悟ったことで、その後、この問題に関して目立った活動をすることは無かった。

グラスゴーでは、このような西インド利害関係者の動向とは対照的に、1836年に入っても東インド利害関係者のロビー活動は盛んに継続された。2月には、GEIAが大蔵卿委員会に対する3度目の陳情書を提出しているが、その中で、同協会は奴隷制度廃止とその補償が決まったことで、砂糖関税を議論するための障害が取り除かれたことを強調した。さらに、この問題をインド国内における産業育成やインド統治の費用と本国への送金、東インド貿易の振興による海軍の強化などに関連付けながら、東インド産品を西インド産品と同等に扱うように求める主張を展開した⁸²⁾。さらに、4月26日には、ロンドンでカークマン・フィンレイが、財務大臣のライスと面会しており、これには、ジェームズ・オズワルドのほかにも、ロンドン東インド協会のジョージ・ラーペントも同席していたと考えられる⁸³⁾。その場において、ライスからは、砂糖関税の均一化が政府に提案されており、唯一の障害が国内で精製された砂糖に対する再輸出時の払い戻し税の額の問題であることが伝えられた⁸⁴⁾。さらに、翌月17日には、GEIAやグラスゴーの商人・船主等の市民、そして、グラスゴー市参事会から個別に下院へ請願書が提出された⁸⁵⁾。それに加えて、同月に、グラスゴーの代表団は外務大臣のパーマストン卿を含めるかたちでライスと再度の面会を持った。この面談後にフィンレイからGEIAに送付された手紙には、砂糖関税の均一化を一度に進めるのか、それとも3年をかけて漸進的に進めていくのかの決断を未だスプリングが下していないものの、7月1日以前に提出が予定されている法案によって、この問題が最終的に解決されることを期待していることが記されていた⁸⁶⁾。最終的に、ライスは砂糖関税の均一化を即実施することを決定し、6月22日に下院において彼の動議は、西インド利害関係者からの抵抗なしに可決されること

81) *Ibid.*

82) Records of the GEIA, Committee Correspondence (Outgoing) 1829-34, The Memorial of the Glasgow East India Association to the Lords Commissioners of His Majesty's Treasury, February 1836, pp. 175-81.

83) Records of the GEIA, MS891001/7, Committee Correspondence (Incoming) 1835-36, Letters No. 39 and 40, Letters from Kirkman Finlay to Alexander Wardrop, 27 April 1836.

84) *Ibid.*

85) *Journal of the House of Commons*, vol. xci, 1836, p. 376.

86) Records of the GEIA, Committee Correspondence (Incoming) 1835-36, Letter No. 44, Letter from Kirkman Finlay to Alexander Wardrop, dated 21 May 1836.

になった⁸⁷⁾。そして、そのための法律が7月3日に国王の勅許を得て成立した⁸⁸⁾。その結果、東インド会社統治領産の砂糖に対する関税は、西インド産砂糖と同等の1cwt.あたり24s.に統一されたのである。

おわりに

本稿においては、19世紀前半のイギリスの通商政策の形成におけるスコットランド人の役割について検討するために、グラスゴーの利害関係者の視点から東西両インド産砂糖に対する関税の均一化問題を論じた。砂糖関税の均一化は19世紀前半のイギリスの通商に関わる主要な問題の1つであったが、本研究によって、スコットランドの利害関係者が、この問題に積極的に関与したことが明らかになった。さらに、この事例は、政府や議会に対するロビー活動には、利害関係者の組織化が重要であったことを示している。先ず、グラスゴーの西インド利害関係者は、1810年代初頭に東インド貿易の自由化を積極的に支持していたが、1810年代後半以降になると彼等の支持が見られなくなった。そして、1820年代に入るとイギリスでは、東インド産砂糖の輸出の拡大を危惧する西インド利害関係者が、東インド産砂糖に対する課税強化を求めるようになった。グラスゴーにおいても、GWIAの設立によって早くから組織化されていた西インド利害関係者は、イングランドのロンドンやリヴァプールなどの西インド利害関係者と協調しながら、政府や議会に対するロビー活動をおこなった。他方、同市の東インド利害関係者の動向に関しては、彼らの利害を代表するロビー団体が存在しなかったこともあり、この時期に特に目立った活動は見られなかった。しかし、1829年のGEIAの結成により、同市の東インド利害関係者が組織化されたことをきっかけとして、東西両インド産砂糖に対する関税の均一化を求めて、大蔵卿委員会や議会などに対する積極的なロビー活動が行われるようになった。さらに、GEIAにおいても、西インド利害関係者によるロビー活動と同様に、より効果的なロビー活動をおこなうために、イングランド各地の東インド利害関係者との連携が見られた。

また、既存の研究によって、18世紀末から19世紀初めにかけてのグラスゴーは、イギリスにおける西インド貿易の中心地の1つとなったことで、西インド貿易商人・プランテーション経営者が、経済的だけでなく政治的にも大きな影響力を持ったことが知られていた。本稿では、1810年代後半以降、英領西インド植民地経済が慢性的な不況に陥り衰退していく中であっても、少なくとも1830年代半ばに至るまで、グラスゴーの西インド利害関係者は、地方

87) *Hansard, Third series*, vol. XXXIV, cc. 724-46.

88) *The Pilot*, "Royal Assent", 6 July 1836, p. 2.

の政治や経済に対して大きな影響力を保持し続けたことを明らかにした。例えば、1830年の下院選挙の際に立候補した東インド貿易商のカークマン・フィンリイは、最終的に西インド利害と深く繋がっていた対立候補のアーチボルト・キャンベルに僅差で敗れることになった。また、グラスゴウの商工業界全体の利害を代表していたGCCMでは、2度にわたり東インド利害関係者が、商工会議所の名で東西両インド産砂糖に対する関税の均一化を支持する請願書を議会に提出するように要求したが、西インド利害関係者の反対に遭い、最後まで請願書の提出を達成することが出来なかった。これらの出来事は、当時のグラスゴウの商工業界において、西インド利害関係者が依然として強い影響力を保持していたことを示すものと言える。